

2020年1月7日 全6頁

60歳～64歳も iDeCo に加入可能に

2020年度税制改正大綱—証券・金融関連（NISA見直し以外）

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2019年12月12日に自由民主党・公明党は、「令和2年度税制改正大綱」（以下、大綱）を決定した。また、2019年12月25日に社会保障審議会企業年金・個人年金部会は、「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」（以下、「議論の整理」）を公表した。
- 「議論の整理」では、①60歳～64歳の厚生年金被保険者および国民年金任意加入被保険者の個人型確定拠出年金（iDeCo）への加入を認める、②企業型確定拠出年金の加入者につき規約にかかわらず iDeCo への加入を認める、などの改正を行うべきとし、大綱もこれらの改正を認めるとした。
- このほか、大綱では、エンジェル税制の対象に株式型クラウドファンディングを追加する、特定口座に受け入れられる上場株式等の範囲を拡大するなどの改正を行うとしている。

[目次]

大綱の決定と制度改正の流れについて	2ページ
1. 確定拠出年金制度の改正	2ページ
2. その他の改正	6ページ

※ NISAの改正については、是枝俊悟「一般NISA・つみたてNISAの期間延長が決定」（大和総研レポート、2019年12月13日）を参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20191213_021196.html

※ 受取配当の益金不算入制度の改正については、吉井一洋「受取配当の益金不算入制度改正（概要）」（大和総研レポート、2019年12月30日）を参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20191230_021237.html

大綱の決定と制度改正の流れについて

自由民主党・公明党は、2019年12月12日、「令和2年度税制改正大綱」（以下、大綱）¹を公表し、2020年度税制改正の大枠が固まった。

また、2019年12月25日に、厚生労働省に設置された社会保障審議会企業年金・個人年金部会が「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」²（以下、「議論の整理」）を取りまとめ、確定拠出年金制度の改正案が固まった。

2020年の通常国会にて、大綱や「議論の整理」をもとに、税制改正法案や確定拠出年金法の改正法案などが提出され、制度改正が行われる見込みである。

1. 確定拠出年金制度の改正

「議論の整理」に示された確定拠出年金（DC）制度の改正案の概要は次の図表1に示される。大綱ではこれらの改正が行われた後も、現行の税制上の措置を適用するとしている。

図表1 確定拠出年金制度の概要（現行と改正案）

	個人型(iDeCo)	企業型
制度に加入可能な年齢	20歳以上60歳未満 ⇒ 60歳以上65歳未満 の国民年金任意加入被保険者・厚生年金被保険者などを加える	原則60歳未満(60歳未満からの継続雇用者は65歳未満) ⇒ 60歳以上70歳未満 の厚生年金被保険者などを加える
受給開始する年齢	原則60歳以上70歳以下から個人が選択可能 ⇒受給開始時期を 75歳まで遅らせる ことを可能にする	
企業型加入者の個人型への同時加入	企業が規約で個人型への同時加入を認めた場合可能 ⇒ 企業の規約にかかわらず 拠出限度額内で可能	
中小企業向けの制度	従業員100人以下の企業は中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)を利用可能 ⇒ 従業員300人以下 まで利用可能に	従業員100人以下の企業は手続きを簡素化した簡易型DCを利用可能 ⇒ 従業員300人以下 まで利用可能に

(出所) 現行法令、自由民主党・公明党「令和2年度税制改正大綱」および社会保障審議会企業年金・個人年金部会「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」をもとに大和総研作成

iDeCo に加入可能な年齢

現行制度では個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入可能な年齢は20歳以上60歳未満となっている。これに対し、iDeCoと同様に公的年金に対する「上乘せ年金」としての性質を持つ国民年金基金には国民年金被保険者であれば加入年齢の上限がない。

「議論の整理」では、「iDeCoについて、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、iDeCo独

¹ <https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html>

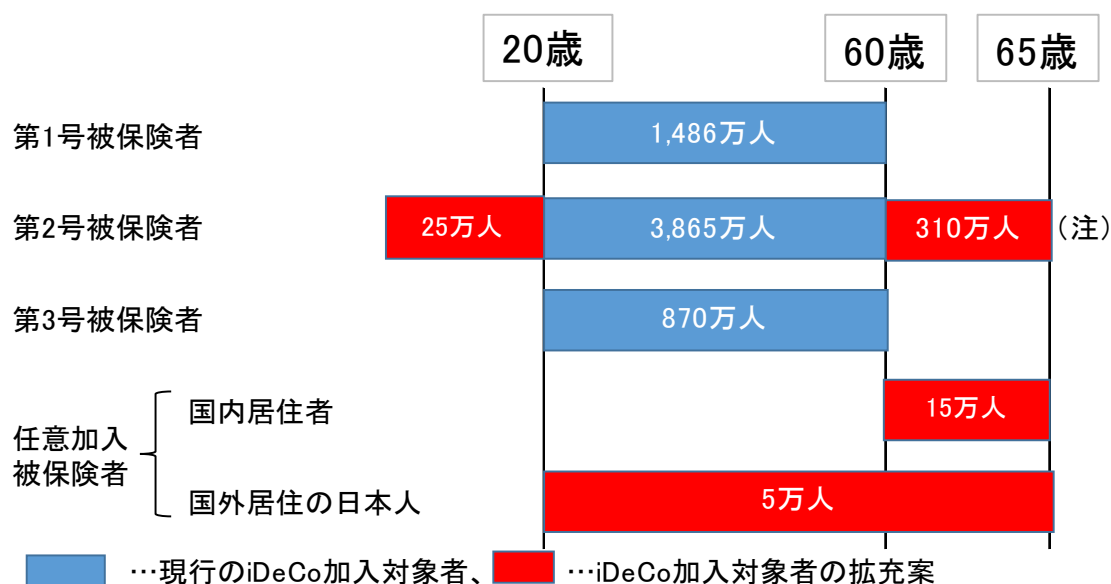
² <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000581021.pdf>

自の要件を撤廃して、国民年金被保険者であれば加入可能とすべきである」とした。

国民年金被保険者は、自営業者等からなる第1号被保険者、厚生年金に加入する会社員や公務員からなる第2号被保険者、第2号被保険者の被扶養配偶者からなる第3号被保険者と、任意加入被保険者からなる。任意加入被保険者となることができるのは、60歳以上65歳未満の国内居住者か20歳以上65歳未満の国外居住の日本人で、年金納付済期間が40年（480月）に満たない者である。

国民年金被保険者について種別、年齢別に整理し、現行および改正案におけるiDeCo加入の可否について図示すると、次の図表2のようになる。

図表2 国民年金被保険者の種別・年齢別のiDeCo加入の可否（現行と改正案）



人数は、2017年度末現在の被保険者数を示す。

(注)65歳以上の厚生年金被保険者は、原則国民年金第2号被保険者とはならない。

(出所)法令、社会保障審議会企業年金・個人年金部会「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」（平成29年度）などをもとに大和総研作成

改正案により新たにiDeCoに加入可能になるのは、主に、60歳以上65歳未満の国民年金第2号被保険者（2017年度末現在310万人）である。

家計調査（2018年）によると、世帯主が60歳～64歳の2人以上の勤労者世帯は、月の収支が平均4.2万円の黒字となっている。60歳～64歳であっても会社員や公務員として働き続けている世帯の中には、月の収支が黒字で、老後を見据えた資産形成を行う余力のある世帯が一定数いることが考えられる。

「議論の整理」では、iDeCoの加入年齢の下限も撤廃するとしているため、20歳未満の第2号

被保険者（2017年度末現在 25 万人）も、新たに iDeCo に加入可能となる。

60 歳以上 65 歳未満の国民年金任意加入被保険者は 2017 年度末現在 15 万人に留まるが、国民年金に任意加入すれば iDeCo に加入できることが呼び水となって任意加入被保険者そのものが増える可能性も考えられる。

企業型 DC に加入可能な年齢

現在、企業型 DC に加入可能な年齢は原則 60 歳未満であり、60 歳前から継続雇用されている者に限り 60 歳以上 65 歳未満も加入できる。

これに対し、確定給付企業年金（DB）には加入可能な年齢の要件はなく、厚生年金の被保険者であれば加入できる。

「議論の整理」では、「企業型 DC について、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、DB との整合性を図るため、企業型 DC 独自の要件を撤廃し、厚生年金被保険者（70 歳未満）であれば加入者とするができるようにすべきである」³とした。

もともと、現行の確定拠出年金法では、企業が 60 歳以上 65 歳未満の一定の年齢に達した従業員につき企業型 DC から脱退させることを認めている。2019 年 3 月末現在の企業型 DC 加入者は、50～59 歳では 165 万 6,658 人いるのに対し、60 歳以上では 2 万 4,214 人しかおらず⁴、企業型 DC 実施企業のほとんどが 60 歳以上の従業員を企業型 DC から脱退させていることがうかがわれる。

単に企業型 DC に加入可能な年齢を広げるだけでは、60 歳以上の企業型 DC の加入者の拡大効果は限定的と考えられる。

受給開始年齢

確定拠出年金の受給開始年齢は、現行は（10 年以上の拠出期間があれば）60 歳から 70 歳の間で個人が選択可能である。

「議論の整理」では、「公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、上限年齢を 75 歳に引き上げるべきである」とした。

³ 「議論の整理」では厚生年金被保険者について、「70 歳未満のほか、70 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有しない者も、申出により、厚生年金被保険者となることができる」と脚注をつけており、70 歳以上であっても厚生年金被保険者であれば企業型 DC に加入可能とすることを示唆している。ただし、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」（平成 29 年度版）によると、70 歳以上の厚生年金被保険者は 2017 年度末現在「0 千人」であり、現状ほとんど存在しない。

⁴ 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料 2002 年 3 月末～2019 年 3 月末」による

企業型加入者の個人型への同時加入

現行制度では、企業型 DC について、①通常の規約、②マッチング拠出可能な規約、③iDeCo 同時利用可能な規約、の 3 パターンの規約から企業が選択できることとなっており、①や②の規約の企業型 DC の加入者は iDeCo に加入することができない。③の iDeCo 同時利用可能な規約とするためには企業拠出額の上限を引き下げなければならないが、これを行うと拠出額が減らされることになる従業員がいる企業は規約改正が困難であることが指摘されている。

企業型 DC の企業拠出額は給与金額や役職などに比例することが一般的であるため、特に 20 代や 30 代のうちは少額になりやすい。しかし、たとえ企業拠出額が少額であっても、①の通常の規約の場合、個人で確定拠出年金に拠出することはできないし、②のマッチング拠出可能な規約であったとしても、個人拠出額は企業拠出額と同額までという制約があるため、拠出可能な金額は少額に留まる。

このため、「議論の整理」では、「規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo（月額 2.0 万円以内）に加入できるように改善を図るべき」⁵とし、併せて「マッチング拠出を導入している企業の企業型 DC 加入者は、マッチング拠出か iDeCo 加入かを加入者ごとに選択できるようにすべきである」とした。

すなわち、企業型 DC 加入者についての iDeCo の加入可否および拠出限度額について現状と改正案を整理すると、次の通りとなる。

図表 3 企業型 DC 加入者の iDeCo の加入可否および拠出限度額（現行と改正案）

企業型DC の規約	DB等の 加入	企業型DC		iDeCo		改正後は、企業型DCの 拠出額とiDeCoの拠出 額の合計が「企業の拠 出限度額」以内
		企業の 拠出限度額	個人の 拠出限度額	加入 可否	拠出限度額	
①通常の規約	なし	66万円	企業拠出額以内かつ企業 と個人の合計で左記以内	×⇒○	×⇒24万円	
	あり	33万円		×⇒○	×⇒14.4万円	
②マッチング拠出 可能な規約	なし	66万円		×⇒○	×⇒24万円	
	あり	33万円		×⇒○	×⇒14.4万円	
③iDeCo同時利用 可能な規約	なし	42万円		○	24万円	
	あり	18.6万円		○	14.4万円	

(注) 拠出限度額は、いずれも年額

(出所) 法令および社会保障審議会企業年金・個人年金部会「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」をもとに大和総研作成

中小企業向け制度の対象拡充

現行制度では、自社で企業年金を実施することが困難な中小企業向けの施策として、企業型 DC につき加入手続きを簡素化した「簡易型 DC」や、また、iDeCo に加入する従業員に企業拠出ができる「中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）」などがある。

⁵ ここでいう「月額 2.0 万円以内」とは、DB 等に参加していない者の場合の金額であり、DB 等に参加している者は「月額 1.2 万円以内」に読み替えられる。

これらの施策を導入できる中小企業の条件は、現在は従業員 100 人以下であるが、「議論の整理」では 300 人以下に拡大すべきであるとした。

2. その他の改正

自由民主党・公明党の「令和 2 年度税制改正大綱」では、証券・金融税制について次の見直しを行うとした。

図表 4 大綱による証券・金融税制の改正案（NISA・DC 以外）

項目	改正内容	施行時期	大綱記載ページ
エンジェル税制	エンジェル税制(寄付金控除)の対象に株式型クラウドファンディング等を加え、対象となる企業の要件を見直す	(記載なし)	p.22
	控除対象額の上限を1,000万円から800万円に引き下げる	2021年1月1日 (経過措置あり)	p.24
特定口座	特定口座に受け入れられる株式について、 ①未上場株式の取得請求権等により取得する上場株式等 ②株式報酬として取得する上場株式等 ③NISAが二重口座であることが判明した際に移管する上場株式等を加える	(記載なし)	p.24
	特定口座に関する手続き書面につき、紙だけでなくインターネットによる提出を認める	(記載なし)	p.25
譲渡制限付株式	役務の提供の対価として交付される譲渡制限付株式でその譲渡制限付株式と引換えにする払込み又は給付を要しないものにつき、譲渡制限解除時に所得として扱う	改正会社法施行日以後に交付されるもの	p.40
NISA手続き	NISA口座開設時に税務署が事前確認する方式を廃止し、事後確認する方式に一本化する	2021年4月1日 (経過措置あり)	p.21
	NISA口座に関する手続き書面につき、紙だけでなくインターネットによる提出を認める	(記載なし)	p.22
暗号資産 (仮想通貨)	暗号資産デリバティブ取引につき支払調書の対象とする	改正資金決済法施行日 (ただし、2020年12月31日までは提出不要)	p.25
	暗号資産デリバティブ取引については、有価証券や商品のデリバティブ取引などと異なり、税率20%の申告分離課税の対象としない	(記載なし)	p.25
法人番号	金融機関等が法人番号公表サイト等で法人番号等を確認した場合、当該法人の告知の際に必要な本人確認書類の提示を不要とする	(記載なし)	p.26
	確定申告書に記載する各種収入金額の支払者の本店等の所在地に代えて、法人番号を記入してもよいこととする	2021年分の確定申告書を2022年1月1日以後に提出する場合	p.42
会計基準	「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴い、売買目的有価証券等の税制上の時価評価額も会計基準の改正に合わせて見直す	2020年4月1日以後終了事業年度(経過措置あり)	p.79

(出所)自由民主党・公明党「令和2年度税制改正大綱」をもとに大和総研作成

【以上】